

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年4月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1	20250428	有限会社小形タクシー (法人番号 5080102018911) 代表 者渥美好永	静岡県熱海市小嵐町1-4	本社営業所	静岡県熱海市小嵐町1-4	輸送施設の使用停止 (40日車)及び文書警告	旅客自動車運送事業 運輸規則第25条第3項	令和7年1月10日、監査方針に基づいて、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)業務の記録記録事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)、(2)乗務員等台帳の記載事項等不備(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(4)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(5)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)	6	4
2	20250428	有限会社小林タクシー (法人番号 4200002021986) 代表 者小林明	岐阜県瑞浪市稲津町小里 1049番地7号	本社営業所	岐阜県瑞浪市稲津町小里 字神戸1049番地7号	輸送施設の使用停止 (40日車)及び文書警告	旅客自動車運送事業 運輸規則第21条第1項	令和7年1月16日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)、(2)運転者の1箇月の拘束時間及び休日労働の限度違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)、(3)業務の記録記録事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)	4	4
3	20250428	有限会社高山代行運 転組合(法人番号 7200002025539) 代表 者島田真一	岐阜県高山市初田町2丁 目11番地	本社営業所	岐阜県高山市初田町2丁 目11-1	輸送施設の使用停止(5 日車)及び文書警告	旅客自動車運送事業 運輸規則第45条	令和7年1月23日、監査方針に基づいて、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)定期点検整備等の未実施(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)	1	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。